



金 沢 市 公 報

第 3 0 6 9 号 の 7

令和4年(2022年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	5
●公営企業管理規程		○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程 (")	6
○ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係規程の整理に関する規程 (企業総務課)	1	○金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程 (")	6
○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (")	2		

公 営 企 業 管 理 規 程

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第1号

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係規程の整理に関する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第49条第3号中「、圧搾ガス」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第30条関係)

種別	勤務の区別	就 業 時 間	週 休 日	休 憩 時 間
上水課に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、上水課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、上水課長が定める。	就業時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、上水課長が定める。

備考 この表によって所管課長が就業時間の割振り及び時限を定める場合には、企業総務課長に合議のうえ、決定するものとする。

(金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則(昭和47年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「、営業開発課」を削る。

(金沢市企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局庁舎等管理規程(平成24年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「ガス事業、」及び「、発電事業」を削る。

(金沢市ガス工作物保安規程等の廃止)

第4条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 金沢市ガス工作物保安規程(昭和47年公営企業管理規程第3号)
- (2) 金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)
- (3) 金沢市ガス工事人の承認等に関する規程(昭和57年公営企業管理規程第7号)
- (4) 金沢市ガス警報器貸付規程(昭和59年公営企業管理規程第2号)
- (5) 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)

(6) 金沢市液化石油ガス供給に関する規程(昭和63年公営企業管理規程第2号)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成23年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

課 等	係
経営企画課 ガス・発電事業譲渡後調整室	財務係 会計係 デジタル推進係 システム管理係
企業総務課 検査員室	総務係 人事係 契約係 技術技能伝承係
お客さまサービス課 料金センター	営業推進係 水道設備係 下水道設備係 調定係 検針・メーター係
建設課	庶務係 下水道計画係 下水道耐震化推進係 下水道管渠改良係 水道計 画係 水道改良係 水道受注係 水道基幹管路係
維持管理課 水道修繕センター	庶務係 管路移設係 下水道修繕係 点検係 修繕係
上水課	企画庶務係 配水整備係 配水管理係 浄水整備係 浄水管理係 水質係
水処理課	企画庶務係 施設整備係 水質管理係 施設管理係

第4条第2項の表中

経営企画課	企画係	1 経営方針の立案に関する事項 2 主要事業の企画及び調整に関する事項 3 業務の改善に関する事項 4 広報広聴活動に関する事項 5 広域連携及び官民連携の調査研究に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他係に属しない事項	を
	財務係	1 予算の編成及び執行管理に関する事項 2 企業債に関する事項	
	ICT推進係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項	
ガス・発電事業譲渡準備室		1 ガス事業及び発電事業の譲渡の準備に関する事項	

経営企画課	財務係	1 予算の編成及び執行管理に関する事項 2 企業債に関する事項
	会計係	1 資金計画及び一時借入金に関する事項 2 現金及び物品の出納に関する事項 3 決算に関する事項 4 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 5 出納取扱金融機関等に関する事項

	デジタル推進係	1 経営方針の立案に関する事項 2 主要事業の企画及び調整に関する事項 3 広報広聴活動に関する事項 4 広域連携及び官民連携の調査研究に関する事項 5 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 6 情報化施策に係る調査、研究、企画及び調整に関する事項 7 企業局の所管事業のデジタル変革に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他係に属しない事項	に
	システム管理係	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項	
	ガス・発電事業譲渡後調整室	1 ガス事業及び発電事業の清算に関する事項	

改め、「財産」の次に「(物品を除く。)」を加え、

		7 ガス責任技術者、ガス工事士及びガス工事人に関する事項 8 指定給水装置工事事業者に関する事項 9 排水設備工事事業者に関する事項 10 課の庶務に関する事項 11 他課及び他係に属しない事項	を
--	--	---	---

		7 指定給水装置工事事業者に関する事項 8 排水設備工事事業者に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 他課及び他係に属しない事項	に、
--	--	--	----

	会計係	4 不要品の処分に関する事項 1 資金計画及び一時借入金に関する事項 2 現金の出納に関する事項 3 決算に関する事項 4 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 5 出納取扱金融機関等に関する事項	を
--	-----	---	---

		4 不要品の処分に関する事項	に、
--	--	----------------	----

お客さまサービス課	庶務係	1 ガス、水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項	を
	メーター管理係	1 計量器の維持管理に関する事項 2 計量器の入庫及び出庫に関する事項	
	ガス設備係	1 ガスの供給相談に関する事項 2 ガス装置工事に関する事項	

お客さまサービス課	営業推進係	1 ガス、水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 2 水道需要の開発の推進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	に、
-----------	-------	---	----

「ガス及び水道の供給停止処分」を「水道の供給停止処分」に、

	検針係	1 計量器の検針に関する事項	
営業開発課	営業企画係	1 ガスの営業企画及び販売計画に関する事項	を
		2 天然ガスの利用促進に関する事項	
		3 課の庶務に関する事項	
		4 ショールームの運営に関する事項	
5 他係に属しない事項			
	リビングサービス係	1 ガス器具の販売、取付け、改造及び修理に関する事項 2 ガスの需要開発に関する事項（課長が定める営業対象者等に係るものに限る。）	
	リビング営業係	1 ガスの需要開発に関する事項（各係は、課長が定める営業対象者等をそれぞれ対象とする。）	
	エネルギー営業係		

	検針・メーター係	1 計量器の検針に関する事項 2 計量器の維持管理に関する事項 3 計量器の入庫及び出庫に関する事項	に、
--	----------	--	----

「ガス水道計画係」を「水道計画係」に改め、「ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び」を削り、「ガス水道改良係」を「水道改良係」に、「ガス水道受注係」を「水道受注係」に、「ガス水道基幹管路係」を「水道基幹管路係」に、「ガス、水道及び下水道の管路移設等」を「水道及び下水道の管路移設等」に、「ガス、水道及び下水道の管路情報」を「水道及び下水道の管路情報」に、

ガス・水道修繕センター	点検係	1 ガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備（浄水施設、配水施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 2 ガス及び水道に係る他工事の指導及び監督に関する事項	を
	修繕係	1 ガス及び水道の修繕工事に関する事項 2 ガス及び水道に係る他工事の立会いに関する事項	
ガス保安対策室	保安点検係	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項に限る。）	を
	供給管理係	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項を除く。） 2 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 3 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項 4 ガスの保安に係る教育及び訓練（職員の研修に関するものを除く。）に関する事項 5 ガスの漏えい及び導管事故等に対する措置（修繕工事を除く。）に関する事項 6 中圧導管の電気防食設備及び整圧器室等の維持管理に関する事項 7 経年埋設内管に係る周知、調査及び改善に関する事項	
ガス課	庶務係	1 ガス製造施設の建設及び改良に関する事項	
		2 課の庶務に関する事項	
3 他係に属しない事項			
	施設整備係	1 原料等の受入に関する事項	
2 ガス製造施設の維持管理に関する事項			
3 特定製造所の維持管理に関する事項			

		4 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものに限る。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 5 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものに限る。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る事項
	施設運転係	1 ガスの製造及び送出に関する事項 2 製造ガスの成分分析に関する事項
上水・発電課	庶務係	1 電気の卸供給に関する事項 2 水力発電の調査及び研究に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項

水道修繕センター	点検係	1 水道の送水管及び配水管並びにこれに附帯する設備（浄水施設及び配水施設に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 2 水道に係る他工事の指導及び監督に関する事項
	修繕係	1 水道の修繕工事に関する事項 2 水道に係る他工事の立会いに関する事項
上水課	企画庶務係	1 浄水施設及び配水施設の利活用並びに効率化に係る企画及び調整に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項

に

改め、「発電事業及び」を削り、

		2 水処理技術の調査及び研究に関する事項
発電管理センター	施設整備係	1 発電施設の建設、改良及び維持管理に関する事項
	施設運転係	1 発電施設の運転に関する事項
水処理課	庶務係	1 課の庶務に関する事項 2 他係に属しない事項

を

		2 水処理技術の調査及び研究に関する事項
水処理課	企画庶務係	1 下水道施設（下水道管渠を除く。）の利活用及び効率化に係る企画及び調整に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項

に

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「及び発電管理センター所長」を削り、別表第1契約アの表中「及び最低制限価格」を「、最低制限価格及び最低制限価格基準額」に改める。

別表第2企業総務課の表中「文書の収発記号」を「文書番号となる記号」に改め、別表第2お客さまサービス課の表中「ガス、」及び「ガス供給工事、」を削り、別表第2中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、

第7項を削り、同表第8項中「上水・発電課」を「上水課」に改め、同項の表中

3	工業用水道における浄水、配水及び給水に関する こと。		○		を
4	発電管理センターの当直に関すること。		○		
5	送電の停止の決定	○	○ (緊急を要する もの)		

3	工業用水道における浄水、配水及び給水に関する こと。		○		に
---	-------------------------------	--	---	--	---

改め、同項を別表第2第6項とし、同表第9項を同表第7項とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「者は、」の次に「次の宣誓書を」を加え、「又は管理者の定める上級職員の面前において次の宣誓書に署名しなければ」を「に提出しなければ」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員被服貸与規程（昭和63年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

被貸与者 貸与品	主事（料金センターに勤務 する職員で計量器の入出庫 を担当するものを除く。）	主事（料金センターに勤務 する職員で計量器の入出庫 を担当するものに限る。）	技師	技能技士
作業服（上）	1	2	2	3
作業服（下）	1	2	3	4
バンド	1	2	2	2
作業シャツ	1	4	4	6
作業帽子		1	1	2
防水衣		1	1	1
防寒衣（上）		1	1	1
防寒衣（下）			1	1

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)3月11日 印刷
令和4年(2022年)3月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄